

高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、重度心身障害児・者の歯科診療の確保を図ることを目的として、一般社団法人高知県歯科医師会（以下「補助事業者」という。）が行う別表第1に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。

(補助対象経費、補助基準額及び補助額)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助基準額及び補助額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、1部を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の補助金交付申請書の内容が適切であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更、補助金額の変更（20パーセント以内の減額を除く。）若しくは経費の配分等の変更（各事業費の20パーセント以内の軽微なものを除く。）又は事業の中止若しくは廃止をする場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

なければならないこと。

- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (8) 前号に掲げる財産につき、知事の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指示した事項

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第3号様式による概算払請求書1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業を完了した日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業を実施した翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1号の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、第6条第3号及び第7号から第9号まで、第8条、第9条第3項並びに第10条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成18年3月30日から施行する。

(附則)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第2条、第3条関係)

事業区分	経理区分	補助対象経費	補助基準額	補助額
重度心身障害児・者 歯科診療事業	人件費	報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費等	予算の範囲内において知事が別に定める額	事業区分ごとの補助対象経費(総事業費から診療収入額、寄附金その他の収入額を控除した額)の支出予定額と補助基準額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)を合算した額
	医療費	医薬材料費、医療機器修繕費、医療機器購入費等		
	旅費	事務局旅費、医師旅費、歯科衛生士旅費、研修会講師旅費等		
	需用費	印刷製本費、消耗品費等		
	役務費	通信運搬費等		
	委託料	機器保守委託料等		
	使用賃借料	機器リース料等		
幡多地域重度心身障害児・者 歯科診療事業	人件費	報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費等		
	医療費	医薬材料費、外注技工料、医療機器修繕費、医療機器購入費等		
	旅費	事務局旅費、医師旅費、歯科衛生士旅費、研修会講師旅費等		
	需用費	印刷製本費、消耗品費等		
	役務費	通信運搬費等		
	委託料	機器保守委託料等		

別表第2（第5条、第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。